

近郊農民の一面：一つのメモ

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2543816>

出版情報：哲學年報. 16, pp.129-185, 1954-11-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

近郊農民の一面

— 一つのメモ —

内 藤 堯 爾

まえがき

日本の農村社會が封鎖性を濃厚にしていることは、社會學者のよく指摘するところであるが、しかし、或る地域社會が絶對的に封鎖的だということは、こんにちでは、まずありえない。もつとも、地域社會に限らず、一般に共同體の封鎖性を云々する場合、その封鎖性の指標として、何を採りあげるかによつて、事態はかならずしも同一ではない。われわれは、社會生活の一面の封鎖性からして、ただちに他面の、或るいは全體の封鎖性を推測することはできない。例えば、或る村の出稼者がきわめて高率であるといつて、そのことからして、彼らの愛郷心や望郷の念が稀薄であると結論することはできない。また、或る財閥が經營的には世界的な展がりをもつていたとしても、さりとて、そこで行われる人事が、かならずしも開放的であるとは限らない。もつとも、これらの指標は、積分的な關係に置かれて、一つの全體構造（社會體制）をなすわけであるから、かかる全體構造の點からして、一共同體の封鎖性・開放性を問題とすることは、あながち不可能ではない。

しかし、かかる封鎖性や開放性は、いうまでもなく、外社會との關連においてのみ問題となりうる。そして、この

場合、封鎖性を昂め、また開放性を助長するものとしては、おそらく、次の特徴が指摘されたに違いない。すなわち前者の場合には、その共同體が外社會に對してもつ構造上の異質性と獨立性とであり、後者の場合には、逆に、その同質性乃至連續性である。けれども、構造上の異質性や同質性、或るいは獨立性や連續性は、ただちに封鎖性・開放性そのものではない。かかる構造上の差異や類似が、封鎖性とか開放性とかとして示されるためには、人々が外社會に對する行動や態度において、それが具體的に「拒否」とか「受容」とかして表現されなくてはならない。

ところで、以上のような「極性」的な把握を離れて、これを過程的に眺めた場合、大方の信するところによれば、外社會との接觸の頻度というものが、一共同體の封鎖性を次第に開放性に轉ぜしめる誘因であるとされている。特にわが國の農村についていえば、かかる誘因としてしばしば指摘されるのが、その村が都市近郊に存するという地理的條件である。都市と農村とは、もちろん、相互に作用する。けれども、近郊村においては、都市化の影響は一層顯著であり、かくして、都市のもつ開放性が次第に滲潤して、いわゆる開放的農村が形成される、というのである。しかも、かかる近郊村が、たまたま、歴史的にも外社會に指向すべき因子を包含していたとするならば、それは單に地理的接近という空間的條件だけでなく、また、時間的にも開放的になるべき性質を備えていたということになる。

本稿は近郊村についてのまことにささやかな報告ではあるが、少くとも、間接的觀察より知りえた限りでは、以上の條件を具備した農村のように思われた。そこで、われわれも、この農村の開放性を一應、豫想して、これを主として、彼らの態度のうちに讀取らうと試みてみた。もちろん、探索的な意味からなされたもので、何ら態度調査の體裁を備えているわけではない。かつ結果的には、完全に失敗した例といえるであろうが、ここではあえて、失敗の「一〇のメモ」としてとどめておきた。

* 昭和二十八年二月、わたくしは山口大學文理學部の委嘱によつて、社會調査の實習を行う機會に恵まれた。この調査記録は、いわばその副産物である。學生諸君を指導しながらのことであるから、わたくし自身の聴取りはほとんどなく、したがつて、本稿の内容もスケジュールの結果を整理したにとどまつている。なお、本調査については同大學近澤助教授の多大の御盡力と村當局・村民各位の心からの協力をとえた。厚く謝意を表したい。

調査地として採りあげたのは、山口縣吉敷郡大内村であるが、まず、慣例にしたがつて、村の概要について述べておきたい。

山陽線方面から山口市に至るには、小郡からバスまたは山口線によるのが普通であるが、これとは別に、防府市からほぼ北西に走る縣道によつても、同市に達することができる。この縣道が小鯖村の山間部を抜け出たところ、南北に走る小鯖川と東西に流れる仁保川との合流點に、小さな平野が展ける。小鯖川と仁保川とは横野川となつて、山口市に沿ひ小郡灣に注ぐのであるが、この小平野も横野川にしたがつて、山口平野と接続している。大内村は、この二つの川に挟まれた、平坦部を中心とした村である。村の周邊部には山地もあるけれども、まずこの平野を獨占した形の村だといつてよい。山口市からすれば、ただちにその西南に接しており、吉敷郡からすれば、その東北に位置する。縣道は村の中央を南北に貫き、これには山口三田尻間の國鐵バスが走り、山口驛から約十分で村の中心部に達する。また、村を東北に横切る村道には市營バスと防長バスとが通り、交通の便は至つてよい。

村は東西の最長七キロ餘、南北の最長六キロ弱、面積二四キロと記され、まず小村である。世帯數一、二二二、人

口五、九七六、男女の差はほとんどない。世帯主職業よりした分類は左のごとくである（第一表）。

第一表

職業	世帯數	%
農業	769	62.4
工業	15	1.1
商業	37	3.0
林業	3	0.2
醫師	3	0.2
労働者	293	25.0
神宮・僧侶	9	0.7
サービス業	47	3.8
建築業	18	1.5
無職	23	1.9
計	1,232	99.8

すなわち、農家六割強、これに次いで勤勞者世帯二割五分で、あとははるかに落ちて、大體、かつての農村に都市的因子の侵入したことをおもわせる。ところで、これによれば、農業の比重は依然大きいようであるが、個人所得別に見た場合、事態はかならずしも同一ではない。所得者數および所得金額の比は、次のようである（第二表）。農業所得にどの程度の信頼性を置くべきかには問題もあろうが、とにかく、これによれば、所得金額において、勤勞者五割、

第二表

収入源	所得者數	所得額比
農業	723	39.0
營業	165	8.0
給與	844	52.0
配山	42	0.4
其他	24	0.8
計	1,857	100.0

農業者四割ということになり、その關係はさきと逆になる。また、所得者に注目した場合、世帯主以外の農家農従家族員は以上の數に含まれず、反對に農家の家族員で給與所得者は當然給與者のうちに加算されることになる。が、いずれにしても、村の經濟が農耕以外の業務、特に給與に依存する度が高いことは了解されよう。

また、土地を地目別に見ると、第三表のようで、水田村たることは一見明瞭である。水田の大部分は裏作可能で、すなわち、全水田中、一毛作田一二・七％、二毛作田八五％弱、他に三毛作田二％強を數える。その他、近郊村の常として、蔬菜類（白菜・大根・夏野菜等）の農家經濟を潤す度高く、これらは直接、或るいは協同組合を経て、山口・防府等の消費地に出荷される。

第三表

地目	面積(反)	%
田	6,072	49.5
畑	515	4.2
林	5,130	41.8
野地	10	0.1
山原宅	537	4.4
計	12,264	100.0

第四表

専業別	農家数	%	
専業	363	47.3	
兼業	408	52.7	
内訳	一兼	270	35.0
	二兼	138	17.7

第五表

経営階層	農家数	%
— 3 ^反	108	14.0
3— 5	115	14.9
5— 10	242	31.4
10— 15	215	27.9
15— 20	81	10.5
20— 30	10	1.3
計	771	100.0

一九五〇年世界農業センサスによつて農家七七一の内訳を見ると、第四表のようで、専業・兼業半ばしている。兼業農家の多くが給與に

よつてゐるであろうことは、第一表の給與(勤勞者)世帯數(二九八)と第二表の給與者數(八四四)の差からも推察されるが、しかし、兼業農家もその三分の二が農を主とした第一種兼業であるところからすれば、農業のもつ比重は依然として大きいとシなくてはならない。また、全農家を經營階層別に見ると、第五表のようで、最高は五反から一町の階層で、これにほぼ匹敵して一町から一町五反の階層が次ぎ、この二階層だけで既に全體の六割に達する。農家一戸當りの平均反別は八反五畝餘で、これは山口縣平均六反二畝に比べて二反以上高く、しかも、その大宗をなす水田が大部分、二毛作以上可能だとすれば、かなり裕福だといわざるをえない。専業のほとんど(八一%)が五反以上の經營であることは當然としても、しかし、兼業の場合でも、五反—一町の農家は全兼業の三四・五%、一町—一町五反の農家は一八・一%で、その内容はけつして悪くない。また、全農家の平均家族員數は五・五八人であるが、これは全村平均四・八五人、非農家平均三・六四人に比してはるかに高い。非農家の三・六四人のごときは、この數字だけからすれば、すでに大都市型に指向するものである。なほ、試らみに、農家の經營規模にしたがつて、世帯員

第六表

經營階層	世帯員數
1-3	4.32
3-5	4.38
5-10	5.54
10-15	6.23
15-20	7.00
20-25	8.70

第七表

自作別	農家數	%
自作	494	64.1
自作小	151	19.6
自作小	80	10.4
自作小	46	5.9
計	771	100.0

數を分類すれば、第六表のようになり、經營反別の上昇にもなつて、收容員數の増加する傾向が觀取されるよう。

次に、自作別に眺めてみると、第七表のごとくであり、なほ何程かの小作經營をなす農家數三割五分程度を見るわけであるが、その經營反別に注目すると、自作と自作とは平均一町未満で、ほほ匹敵している

第八表

業種	従業者數	%
通運・運送	445	54.4
サービス	114	13.0
製造	53	6.5
生産・水産	47	5.7
農業関係	28	3.4
金融・保険	17	2.1
狩獵・林業	12	1.5
殖産・養殖	2	0.25
業	2	0.25
其他	98	12.0
計	818	100.0

のに、自作は八反未満、小作は三反四畝ということになる。もつとも、實際の小作地面積はさしたることなく、所有地と借入地の比は八七・四％と一二・六％となる。なお、貸付地を有する農家數は全農家の三〇％である。

次に、農家と並んで、この村にとつて重要な給與者については、どうであるか。これを産業別に見ると、次のようである（第八表）。

すなわち、過半（五四・四％）は公益および運輸・通信であり、これに次ぐのがサービス関係の一四％強で、他はいちぢるしく落ちる。しかもこれら給與者の大部分は、村内で給與を受けているのではない。多くは山口市に職をえているのであつてここに都市近郊村の性格が示されている。と共に、山口市そのものが官廳都市であることを反映するものであつて

これは工員その他、工場関係者の僅少であることによつて裏書きされる。少くとも、この村の給與者の大半は、「勞働者」ではなくて、ホワイト・カラー乃至これに準ずる者と見ることができそうである。

大内村には、農機具製造工場二と清酒工場一とがある。前者の一つは工員三〇人を使用して、動力脱穀機・漉溝機をつくり、他の一つは工員二〇人、碎土機・唐箕等を製造している。清酒工場の昨年度査定、六五〇箇圓と見積られる。商業關係は、その半ばを占める食糧小賣店のほかは、二、三の家畜商・鮮魚商・酒屋・タバコ屋・パン委託加工等、さして珍らしいものもない。

なお、本村で異例をなすのは、縣立農事試験場と感化院（育成學校）との存在であらう。前者は明治二十九年の創設で、一時、移轉騒ぎもあつたが、さいわいこんにちに至り、その施設は村でも利用している。感化院は、もちろん、村の生活とは完全に隔離されているが、村の統計上、この收容兒の移動の占める率が最も大きい。

徴すべき地方史料をほとんど缺いているため、村の歴史も詳細には辿り得ない。しかし、地理的な條件からしても、大内村の發祥がけつして新しい時代のものではないことは明かで、事實、長野・宮の馬場兩部落からは、石斧・石鏃が出たといわれ、御堀からは石劍・氷上の塔の段からは古墳が見え、また、大塚にも古墳ありと記されている。とすれば、村の北邊、すなわち、南向きの山沿いに、古く人の生活していたことは疑いない。それはともかく、傳承によると、推古天皇の十九年、百濟王の第三王子琳聖太子、多々良濱に到着、四天王寺にて聖德太子に謁した。そして、文明十八年「大内多々羅譜牒」によると、「周防大内縣を割きて采邑の地とし、（太子に）多々羅の姓を賜」わつたという。同帝二十一年、琳聖太子は氷上の興隆寺を建立した。後年の大内氏はこの太子に創まるとされ、現在の大内村の稱は、この大内氏に因んだものである。下つて、和名抄には「八田郷」、「仲川郷」の名が見え、これは現在の矢田・中川と推定されるので、平安初期、既にこの二郷の存在していたことは確かめられる。さらに、正中二年

には「小野保」もあらわれるが、これに先だつて、大内氏は既に着々とその地歩を固めていつた。承平元年、大内茂村は小野出馬に櫻木神社を勸請し、また妙見社を鷲頭莊より氷上に遷社した（こんにちの櫻木神社神職佐伯氏は一千年の家系を誇つてゐるが、その藏する「天文三年相傳瞭々」によつて、少くとも、中世末の佐伯氏は確かめられる）。

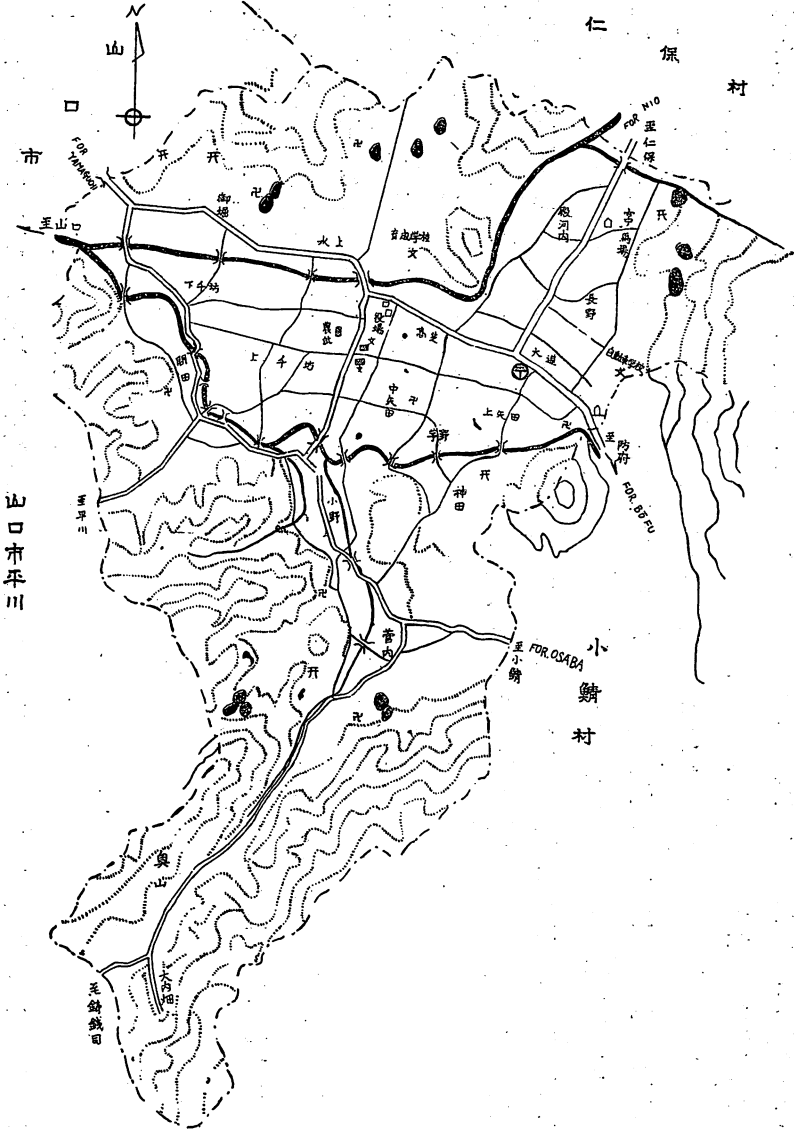
大内氏は、茂村より四代を経た盛房に至つて周防介を稱し、以來、介或るいは權介をうけ、代々大内介をもつてした。大内氏を大ならしめたのは弘盛父子であり、これが源氏に興して大功をたてたことによるといわれる。しかし、弘世に及んで、周防・長門・石見の守護職をうると共に、居城は山口に移り、かくして、城下としての大内村もここに終焉を告げることになつた。以後、大内氏の盛衰は歴史の記すごとくである。大内氏のこの村に與えた影響は、こんにち、形骸すらとどめないほどになつてゐるが、盛時の大内村の姿は、およそ想像するに難くない。郷土史によれば、さきの興隆寺のごとき、寺坊百、寺僧五百を數え、なお、同寺は毛利氏の代に至つても、寺領千石、山林八十二町歩を所有してゐたといわれる。

天文年間、大内氏の亡ぶるに及んで、大内村も毛利氏の所領となつたが、その特異な藩制(宰判制)のもとでは、本村は山口宰判に屬してゐた。しかし、その間にあつても、大内村は、他とやや異なる小城下町の性格を維持してゐたといつてよい。すなわち、毛利氏の重臣、益田景祥かげたけはもと石州益田郷を領してゐたが、毛利氏、關ヶ原に敗れて、廣島より萩に移るに及び、景祥を本村問田の地に封じて、四千餘石を賜つた。その知行地は、現在の大字御堀の問田、千坊・小野・菅内、大字矢田、長野と大内村の全域、ならびに仁保村深野に及ぶものである。そして、そのためか、こんにち、問田には舊士族が残存してゐて、他と異なる性格をもつてゐるといわれる。なお、現在の「大内村」の稱は、もちろん、藩制以來のものではない。市町村制發布に伴い、かつての長野村・矢田村・御堀村を併せた結果である。

山口縣吉敷郡大内村之圖

縮尺 之壹

近郊農民の一面



山口市平川

村内行政區劃は菅内・小野・間田・下千坊・上千坊・中矢田・上矢田・高芝・茅野神田・大道・長野・宮の馬場・殿河内・氷上・御堀・川向の諸字から成つてゐる*（地圖参照）。

* この間の資料「大内村郷土讀本」（大内村尋常高等小學校編、昭和十年）、「山口縣自治大観」（昭和三年）等に據る。

二

實習としての社會調査であつたため、われわれは、この大内村のうち、中矢田と茅野神田（かやのこうだ）の二部落をもつて調査地に充てた。もつとも、選定はきわめて有意的であつて、われわれの示した希望條件、すなわち、

一、事例數を百以下にとどめること、

二、比較的、農村の特徴を保つてゐること、

三、さりとて、村の大勢から逸脱した地域でないこと、

にしたがつて、村當局が行つたものである。地圖にも見るように、この二部落は相接して、ほほ村の中央を占めてゐる。土地の高低はまつたく無く、まさに水田中の聚落である。中矢田は役場と小・中學校を含んで、村の中心をなしてあり、これが中矢田・迫（おさ）・石原の三組に分れる。また、茅野神田は茅野と神田とに、茅野はさらに上茅野と下茅野とに區分される。戸數は中矢田三三戸、茅野神田三二戸であるが、このうち、前者からは缺票二、後者からは一を出したので、いま、これらを除いた世帯主による職業構成を示せば、次のごとくである（第九表）。

本表は農を基礎とした便宜的な區別であるが、専農は農業だけに依存する世帯、兼農は世帯主が農業を営み、世帯員に他の職業を見る場合、副農は兼農の反對、すなわち、世帯主が他の職業に従事し、世帯員が農耕にたずさわつて

いるものである。したがって、兼農はいわゆる第一種兼業、副農は第二種兼業に當ることが多いと思うが、なお兩者

第九表

業 態	中矢田	茅野 神田	計
専業	13	22	35
兼業	10	5	15
副業	3	1	4
非業	5	3	8
計	31	31	62

一括して取扱うことにする。なお、部落の體制からして、分析の重點は、いきおい農家や農民に置かれることになる。

農業が土地に依存する限り、農家と農民とが定着的となるのは當然である。殊に、わが國のように經營形態では、移動農家や移動農民は、特別の事情のない限り、ほとんど發生の餘地はない。にしても、或る農村を採りあげた場合、各農家はその土地に定着してからの期間というものは、もちろん、一律ではない。そして、定着度が一つの社會的價值と看做され、村での家格や社會關係がこれによつて作用されるとすれば、家の古さ、すなわち、定着以來の期間が問題となつてくる。そこで、まずこの點を確かめようとしたわけであるが、もちろん、未経験の學生をスタッフ

とした面接に、多くのものを期待することはできない。それで、スケジュールでは、これは被問者、その父、その祖父の出生地を質ねる形式で行われた。もちろん、これでは正確な定着年次はおさえられない。が、とにかく、その結果、たまたま氣付いたのは、以上の指標からして、この兩部落にほぼ二つの型らしいものが區別されるということである。それは被問者をも含めて、少くとも、三世代以上、これらの部落、または大内村に居住している家と、被問者またはその父がこの村に移住してきたという家とである。兩者の比率は、前者が約六割、後者が四割ということになる*。

* 本調査では、被問者は世帯主、またはこれに準ずる者としておいた。ただし、既婚の女戸主については、彼女が入嫁したものである限り、亡夫、その父、その祖父の出生地を求めた。被問者が養子の場合もこれに準じ、要するに「家」中心に溯及してみた。

もともと、居住期間といつたものは、連続體をなすわけであるから、これから幾つかの區別や型を導き出すためには、その間に或る移度の時間的斷層があるか、或るいは、他の屬性がこれに参加することが必要である。第二の點については後に述べるとして、まず時間的な點についていうと、さきの區別の後者は、その八五%までは現世帯主になつてからの移住であり、また現在までの在住期間は、最長七年という例外はあるにしても、平均して一〇年強といふことになる。したがつて、前者がいつごろから住みついたかは不明であるとしても、「三世代以上」の平均が一〇年ということはある*。

* もつとも、當代または前代に分家した家は、前者、すなわち、「三世代以上」の方に加算しておいた。かかる村内分家は、家としては一代乃至二代しか経過していないのであるが、その社會的意味からすれば、比較的新しい來住戸と同視すべきではない。

と考えたからである。ただしこの事例は僅少にとどまる。

われわれは、これをゴールドシュミットの例に倣つて*、「地の者」と「他處者」と呼んでおくが、ところで、この區別が多少とも意味であると思われるのは、これと社會階層との關係についてである。階層識別の方法にはさまざまのものがあるけれども、ここでは暫定的に、二人の「判定者」を選んで、その判定の結果 (Class Identification) を利用した。判定者の一人は、多年役場の戸籍係を勤めていた他部落の老人であり、他の一人は調査部落を地盤としている壯年の村會議員であり、有識者と目されている人物である。われわれが判定者に指示したのは、調査部落の全戸を上、中、下の三階層に區分すること、また判定の規準として示唆したのは、社會的權威・信頼度・富の三者である。そして、これによつて、各部落を單位として評價してほしいと云うことであつた。判定の結果は、同一世帯に對する兩判定者の評價において、上と下が組合う例は見なかつたが、上と中、中と下の組合わされたもの中矢田で五世帯、茅野神田で六世帯を數えた。これらについては、われわれが主として「政治的參加」(= 役職を洗うこと) の資料を參考として、上、中、下のいずれかへ所屬せしめた。したがつて、この手續はきわめて幼稚なものではあつたが、さて、この階層區分とさきの「地の者」・「他處者」との關係を見ると、次のようである(第一〇表)。兩部落合せ、上、中、下の比率は、それぞれ三二%、二五%、四四%ほどになるが、このうち、「他處者」で上とされるもの一戸(醫師)、中とされるもの一戸(農)で、つまり、「他處者」二四戸のほとんど全部は最下級の階層に屬することになる。これに對して、「地の者」で下層に屬するもの六戸、すなわち、「地の者」總戸數の一五%強に過ぎない。要するに「地の者」は、その大部分が上または中の階層に編入されるわけである。

* W. Goldschmidt, As you Sow, 1947.

第一〇表

	中 矢 田			茅 野 神 田			合計
	地の者	他處者	計	地の者	他處者	計	
上	9	1	10	9	0	9	19
中	7	0	7	7	1	8	15
下	3	11	14	3	11	14	28
計	19	12	31	19	12	31	62

近郊農民の一面

一四二

もつとも、この「他處者」二四戸のうちには、まつたく農耕にたずさわらない〇戸が含まれる。その内譯は、朝鮮人二戸（土木および日雇）を除いて、公吏一、醫師一、小使二、教員一、時計修理一、無職二となる。その平均在住期間は五年あまりであり、その過半は村の生活にあまりタッチしない、文字通りの Outsiders たる色彩が濃い。が、それにしても、残り一四戸が農家として、しかも、割に新しい時代に入込んできたことは、一應注目に値するであろう。そこで、これらの出身地を見ると、吉敷郡仁保村四、佐波郡出雲村三、佐波郡小野村二、美彌郡綾木村、同岩永村、佐波郡柚木村、同八坂村、吉敷郡吉敷村それぞれ一となる。いずれもさして遠からぬ村々であるが、さらに、その多くに共通した點は、これらが大内村よりはるかに地味の劣つた山間の村落だということであろう。事實、彼らが生れた村を離れて、この大内村に移つた理由の一つは、大内村の土地豊穰に惹かされてこのようである。

A (仁保村出身 七一歳)

仁保村は土地が狭くて、便利が悪い。大内村はすべての點で都合がよいので、六五になつて移つてきた。

B (出雲村出身 二三歳)

四つするとき、父親につれられてきたので、詳しいことは判らない。父の話によると、出雲村は山間地で、百姓も思わしくなく、それで田地を買つて、ここに移轉した。

C (綾木村出身 四三歳)

實家は五十石取りの藩士の家柄であつたけれども、四男であるため、獨力で生活を立てる必要があつた。ところが、丁度、農地を心配してくれる人があつたので、昭和十六年にここへやつてきた。

D (仁保村出身 三一歳)

父は病弱で、自分は長男だつたので、何とかしなくてはならなかつた。しかし、仁保村は何かにつけて不便なので、昭和十五年小作人としてこの村に轉入してきた。すると、自分の小作していた地主が亡くなつて、家族は防府に移つたので、その土地を買取つて現在に至つた。

E (小野村出身 五〇歳)

小野村は山間の僻地であつて、一毛作しかできない。それに水田は階段状につくらねばならなかつた。その上、昭和十六年の山火事で、小作していた土地が焼けたりしたので、つてを求めて、小作人としてこの村へやつてきた。

F (岩永村出身 六七歳)

生れた村は一毛作しかできないので、暮しは樂でなかつた。それで十年前に、この村の土地を買つて、移つてきた。

G (出雲村出身 六七歳)

實家は農家であるが、自分は次男であつたので、二〇歳のとき、ほとんど裸一貫で大内村にやつてきた。

以上の諸例にも見られるように、彼らの大半は、實は小作人としてこの村に移住してきた。それが戦後の農地改革によつて、「地の者」に劣らない自作農となつたようである。したがつて、さきの階層判定の際にも、彼らがたゞ「他處者」であるから低位に評價されたのでなく、なお、かつての小作人層という身分意識の加わつてゐることは、およそ想像に難くない。

三

「地の者」、「他處者」という分け方が、どの程度、彼らの生活態度を理解するのに役だつかは今後の問題であるがここでは、これへの道程として、まず、彼らのこの土地への關心度を見ることにしたい。農村の人たちがその土地への執着度、少くとも、拘着度の高いことは事實に違いない。けれども、都市的な諸因子が、多少とも、彼らの態度に變化を與えることも豫想されるところである。殊に、薩・土・肥と並んで、維新の鴻業を生んだ長州を考えると、彼らの社會的態度に、いわゆるオープン・システムを想像することも、さして不自然ではないであろう。（事實、郷土誌によれば、大内村からも華族・樞密顧問官・陸海軍將星・博士等の肩書をもつ名士を輩出している）。態度のオープン・システムとは、その懐く價値が所屬集團——ここでは村落社會——以外の外社會に指向する場合である。したがつて、典型的にいえば、Membership Group と Reference Group の間に乖離の見られる場合である。ところで、この兩部落を見ると、永住の意志なしとする者、全體を通じて、わずか五名に過ぎない。すなわち、この點に關する有効個票（五九票）の八〇％程度である。そして、その内譯は「地の者」一名、「他處者」四名で、なお、この「他處者」四名はすべて非農者であるので、結局、農家の「他處者」はすべて定住を希望していることになる。とすれば永住の意志如何という點からは「地の者」と「他處者」の區別ができないわけである。もつとも、かかる定着的態度には、被問者の抽出法が關係していることも争えない。前述のように、被問者は、推計學の常識を離れて、「戸主またはこれに準ずる者」すなわち、家の代表者としたため、それはいきおい、壯年以上の男子に傾く結果となつたわけである。いま、その内譯を見ると、次のようである（第一一表）。しかし、以上のような偏倚的な事例抽出からは、

第一表

	世帯主	妻	長男	長男妻	母	計
男	51	—	3	—	—	54
女	2	3	—	2	1	8

年齢	70—	69—60	59—50	49—40	39—30	29—20	計
事例數	4	8	16	16	9	9	62

性・年齢のもたらす規制を明かにすることは、ほとんど不可能に近い。のみならず彼ら個人の見解を、彼らの家族生活における地位や機能から分離させてみることも困難であるし、また、これは、われわれの立場からすれば、無意味であるともいえる。が、とにかく、ここではいま、彼らの永住の意志について、幾つかの例を擧げておく。

a (六九歳 茅野の勢力家 かつては自作兼小地主)

どんな良いところがあつても、行こうなどとは思わない。ここはわたしの生れた土地であり、それに家だつてある。

b (七〇歳 神職 わずかに耕作)

わたしの先祖は千年も前からここに住んでいる。いまさら他處に行こうなどとは毛頭考えない。

c (六九歳 茅野 二代前に營村に移住)

祖父の代からの家があつてみれば、移ろうなどとは思わない。

d (四七歳 茅野 農地委員)

親代々の土地で一生を送ろうと思う。

e (二三歳 神田 部落での地位は中の上)

家があり、田があるので、一代、この生活を続けたい。

f (三四歳 中矢田 農協協同組合勤務)

親はわたしの出ることを好まないし、わたしもその意志はない。

g (三九歳、中矢田、女戸主)

既に生活の基礎が固まつている。他處に出ていけば、はじめからやり直さなければならぬ。いままさ、出て行くなどとは思わない。

h (三二歳、中矢田、生活程度中)

温床などをやつているので、この村に永住するつもりだ。他所に行く意志は全然ない。

i (七〇歳、中矢田、生活程度中)

都會にも近いし、土地の條件も非常によい。第一、不動産のために、村を去る考えはない。

j (四五歳、中矢田、生活程度上)

家も田地もあるので、永住するのが當然である。

k (五八歳、中矢田、生活程度上)

住めは都というけれども、わたしの家とこの村とは傳統的なつながりをもっている。だから、たとへ追出されても、歸つてくるつもりだ。

以上はいわゆる「地の者」で、かつ農業者の例であるが、いずれも積極的に、永住への意志を表明していることが見て取れる。そして、これらにほぼ共通している理由は、(一)先祖代々の土地であつて、これを捨てることができないう、(二)生活の基礎をここにえている、(三)土地条件の良好、等であるように考えられる。もつとも、以上のような積極性は缺いて、むしろ、家と土地とのために、「出たくても出られない」といつた例もないうけではない。

「どうも先祖の位牌が重荷でして……」

「せめて親が専門學校でも出しておいてくれたなら、何とかありませんか……」

「子は三界の首枷の譬えもありましてね」

「いままさら、他處へ出ても、良くなる自信ありません」

等、苦笑しながら、話してくれた農民も見受けられる。が、これらは、全體からすれば、偏倚例だとしてよい。

しからば、次に「他處者」に屬する農民の方はどうであろうか。スケジュールの上から判明する限り、彼らを永住の決意に導いているものは、大部分、(一)かつての居住地に比して、この村が地味肥沃であること、(二)都市に近接している利便、およびこれに關連して、(三)換金作物栽培による利得、等、おおむね經營上の利得にあると見ることが出来る。もつとも、心理學的には、かつての生活經驗との質的・量的な距離というものも考えられよう。けれども彼らの多くをこの土地に結びつけているものは、むしろ、(一)新たに土地持となつたという意識であり、それゆえにまた、(二)この土地を失いたくないという氣持であると見なくてはならない。

「一介の小作人が、とにかく一町歩の田地をもつようになるというのは、並々のことではありません(四七歳、中矢田)。「何處へ行くかといわれたつて、まさか赤の他人の間では住めますまい。この七反の田圃はわたしのものです。人に預けて出かければ、また農地開放があるとも限りませんからね……」(五六歳、神田)。また、かつてW氏の小作人だつた老人(神田)はこういう。「わたしはWさんには足向けもできません。山から出てきたわたしが、どうやら人さまと一人前につき合えるようになったのは、まったくWさんのお蔭です。自分の土地といふものはいいものですよ。税金の不公平なんて、まあ我慢しなくては……」。

總じて、大地主の存在しなかつたこの兩部落では、農地改革による地主側の打撃も、さして大きなものではなかつた。多くの地主は自作しつづ、努力の不足する部分を小作に出す程度であつて、最も大きく開放した地主でも、三町歩ほどにとどまるといわれる。にもかかわらず、小作人層のほとんど全部が、これによつて拂拭されたことは、社會構造の上からして、けつして小さな變革ではなかつた。もつとも、この變革によつて、傳統的な社會的地位が一舉

に是正されなかつたことは、さきの階層歸屬の結果にも示されよう。が、「他處者」に屬する農民が、なお未來に明るい日を確信していることは事實としなくてはならぬ。

ところで、かように「地の者」、「他處者」を通じて、農耕者に永住の意志が確かめられるとすれば、それは當然、長男に對する家業繼承の希望となつて現われてこよう。この點はどうであらうか。不明確な事例、該當しない事例を除いて農家被問者の長男に對する希望は左のように分類される(第一二表)。

* 「該當しない事例」とは長男を缺く者、長男があまり幼少で、まだ決しかねる者、既に他の職業に就いている長男をもつ者等を指す。しかし、既に家業に従事している長男のある場合は、これを「家業繼承」の事例に加えた。

第一二表

	家業繼承	本人の自由	計
「地の者」	20	7	27
「他處者」	11	2	13
計	31	9	40

第一三表

	總事例數	内、家業繼承
—10萬	6	3
10萬—15萬	3	2
15萬—20萬	13	10
20萬—	5	5
計	27	20

さらにこれを農業収入との關係において分析すると、左のようである。第一三表は「地の者」についてこれを

もちろん、長男に農業をやらせたいとする氣持は、種々の條件の綜合によるものであり、特に長男自身の希望や性向がこれに参加していることは否めないが、以上の數字からしては、少くとも、かかる希望によつて「地の者」と「他處者」とを區別することはできそうもない、もつとも、他産業従事者の場合を見ると、この點に關する有効事例四は、いずれも長男の自由意志を尊重している。したがつて、「地の者」、「他處者」を含めて、農家に家業繼承の傾向が濃厚なことは幾分でもいえられる。非農家の場合はさておき、この農家につ

示す。

* 農業による収入のみで、兼業によるものは除く。

第一四表

	總事例數	内、家業繼承
—10萬	4	4
10萬—15萬	7	5
14萬—20萬	2	2
20萬—	0	0
計	13	11

た「新しく土地持になつた悦び」とつながるものであるかどうかは不明である。が、少くとも、これと無關係でないことは推察されよう。

四

農民が、その理由のいすれを問わず、定住意欲の強いことは、以上によつてほぼ確かめられる。ところが、これに對して、他の職業にたずさわる人たちは、この點、多少とも消極的である。

事例は僅少であるけれども、農業収入の上昇にもなつて、長男に對する農家相續の希望も高まつているのが觀取されよう。作付經營の平均化されているこの村の農家のような場合、農業収入はほぼ經營規模の函數と見てよいであろうから、經營規模と農家繼承に對する希望との間には、或る程度の相關關係を認めてもよいように思われる。しからば、同様な關係は「他處者」の農家にもあてはまるであろうか。事例は前者よりも一層少くなるが、その結果は第一四表のようになる。事例數からして、本表の發言權はほとんどないわけであるが、あえていうならば、「地の者」とやや趣を異にして、むしろ經營規模にもかかわらずといつた性格が示唆されないでもない。つまり、一様に農業世襲の希望が讀取られないでもない。もつとも、これがさきに述べ

a (三六歳 農事試験場統計官吏 在住二年)

一時、山口市に住んでいたが、勤務先が當村の試験場に變つたので、ここに移つてきた。子供の教育のために、良い環境だと思うので、現在のところ、他處に行こうとは考えない。もつとも、轉勤にでもなれば別である。

b (三九歳 醫師 父の代、當村に開業 在住一六年)

永住のつもりでいる。

c (五四歳 中學校使丁 在住四年)

「子供もいませんし、これといった望みもないので、この村に住みたいと思います」。

d (六〇歳 朝鮮人 日雇 在住五年)

獨り者ゆえ、別に行くところもないので、ここにおりたいと思う。

e (二七歳 銀行員 在住一年)

いまの借家暮らしをやめて、自分の家(都濃郡)に歸りたいと思うが、職業柄、それも出来かねている。

f (五八歳 寡婦 小學校使丁 在住一三年)

次男が宇部に勤めているので、行くとしたら、宇部の近くに移りたいと思う。しかし、いまの仕事もあるし、また、あちらへ行くつても、適當な場所もないので、すぐ出掛けるといふわけにはいかない。

g (二九歳 保育 在住一年)

「まだ勉強したいので、東京へ出たいと思いますが、保育園の仕事があるので、それもかなわないでおります」。

h (二四歳 中學教官 在住一年)

わたしの家は大内氏の出であるので、因縁の深いこの村に住みたい氣持はある。けれども、やがては教育の中心である山口市に出たいと思う。

i (五〇歳) 朝鮮人 土木 一年半)

いままで何遍となく移轉している。長くても一年以上、住んだところはなかつた。ここは一番長く住んでいるし、それに家内も
行きたがらないので、自分もいるつもりである。

これらの見解に通ずる點は、「行きたくとも行けない」というか、少くとも、その態度と大内村に對する愛着とは積極的ではない。と共に、その在村期間が比較的短いこと、かつ彼らの職場乃至職業上の地位が(醫師の場合を除いて)村の社會體制のうちに、充分繰入れられていないことも注目されよう。しかも、彼らは、おおむね、この村の出身者ではない。すなわち、さきの事例者の郷里は、a || 美彌郡奥長田村、b || 山口市大藏、c || 大内村、d || 朝鮮釜山、e || 都濃郡富内町、f || 山口市朝倉、g || 山口縣大島、h || 山口市名田島、i || 朝鮮江原道であり、このうち、c は本村出身ではあるけれども、三〇年近くも樺太で暮した引揚者、g は朝鮮からの引揚者、h は臺灣生れである。d の醫師も、彼自身は兵庫・岡山等の病院に歴職している。いずれにしても、彼らが「地の者」または農耕者と、相當異なるオリエンテーションをもつことは明かである。

農家と非農家、「地の者」と「他處者」、この二つの分類は、まつたく別の基礎からなされたにもかかわらず、對象的にはあい重なる事例が多い。すなわち、「地の者」の大部分は農家であり、「他處者」世帯の半数は非農家である。かつ農家 || 「地の者」と非農家 || 「他處者」との二つのグループは、階層的には、ほぼ上下の二層をなしている。しかも、量的に見た場合、農家は非農家を、「地の者」は「他處者」を凌駕している事實が指摘される。が、いずれにしても、この兩部落の社會的・文化的價值指向が農耕的・土着的なものに基礎を置いていることは確かだといつてよ

もつとも、村への無關心と愛着とは、單なる價值指向ではなく、實は彼らの他出經驗の有無と關係しているのではないかということも考えられる。そこで、さきの分類にしたがつて、他出經驗の有無を見ると、次のようになる(第一五表・第一六表)。ただし、この數字には若干のコメントを必要とする。というのは、これは「あなたは(兵役の場合を除いて)六ヶ月以上、この村を離れて暮したことがありますか」という質問に對する應答であるからで、したがつて、「地の者」については、出生以來の生活的他出のほとんど全部が求められるにしても「他處者」については、この土地生れの者を除いて、この村に定住以

第一五表

他出經驗	有	無	計
「地の者」	16.7	88.3	100.0
「他處者」	30.4	69.6	100.0
計	47.1	152.9	200.0

第一六表

他出經驗	有	無	計
農 家	17.0	83.0	100.0
非 農 家	45.4	54.6	100.0
計	62.4	137.6	200.0

つた場合、農家の他出經驗有無の比率は「地の者」の場合のそれとほぼ同様であるにしても、非農家では、この經驗の有無は非常に接近してくる。いずれにしても、「地の者」||農家の被問者の大部分が村の外での生活經驗をもつていないことは豫想以上であり、かつ、彼らの年齢が比較的高いとすれば、いよいよおどろかされるわけである。ところで、量的に見て、かように彼らが土着的・農耕的であるとするとすれば、それは子女の婚嫁先についての希望によつても表現されるに違いない。まず、配偶者の職業に對する希望を、農家・非農家に分つてみると、次のように

第一七表

	農家	半農半商	農または他職業	醫師	會社員	本人の自由意志	分家さす	計
農家	21	4	5	1	1	8	1	41
非農家	1	0	1	0	0	2	0	4
計	22	4	6	1	1	10	1	45

(非農家には上表のほか、銀行員・官吏・僧侶各1が加わる)

つて相手も農家、またはこれに準ずるものを希望する事例(二一件)においては、その八割餘が近距離であり、またこれに多少とも農家を希望する例を加えると(三〇件)、七割餘が近距離を望んでいる。しかるに、これに對して、娘の自由意志に任せるといふ八例についてみると、近く、なるべく近くはそれぞれ一例、遠方にも可とするもの六例であつて、さきとは反對の傾向が觀取される。が、それにしても、この自由意志とするものは、全體の二割弱に過ぎないことと留意すべきであらう。

* 非該當例、すなわち、嫁くべき子女をもたないものを除く。

なる(第一七表)*。すなわち、非農家については、事例少きため、何ともいひかねるにしても、農家の場合には、婚嫁先が農家であることを希望する者約半數、またこれに「半農半商」、「農または職業」の分を加えると、約七割に達する。そしてその擧げる理由の多くは、生活上の安定であり、加えて、戦中・戦後の食糧不足を擧げるのであるが、とにかく、職業的内婚の傾向はいちぢるしい。次に、婚嫁先の距離についての希望を見ると、非農家も含めた總事例の三四%は、はつきり近くであることを望んでおり(このうちには、村内を希望するもの二、近接村落を希望するもの三が含まれる)、また三二%はなるべく近くを、三四%は遠方にも可としている。したがつて、その比率はほぼ同様であるが、しかし、近くを希望する向きは、前二者を合せて、全體の三分の二に相當する。さて、このうち、農家であ

第一八表 (A)

相手の職業	農家	半農半商	職業兼農人	職業人	官公吏	意志	娘の自由	計
實數	7	2	1	1	1		5	17

第一九表 (B)

相手の距離	近く	近くなるべく	遠方可	計
實數	6	2	9	17

する者は、その全部が農家、かつ距離的には近く乃至なるべく近くの相手方を希望している。なお、本人の自由意志とする者が比較的多いこと、またB表では、遠方にも可とする者が過半数を占めていることが注目される。

そこで、この婚姻の希望条件と關連する意味で、實際の通婚範圍について見ておきたい。詳細は後に觸れることにして、いま、妻の實家所在地を分類すると、次のようである(第一九表)。すなわち、農家の場合、最高は村内で、これ

第一九表 (A) — 農家 —

地域	「地の者」	「他處者」	計
林内	10	2	12
山口市	9	1	10
吉敷	6	4	10
佐波	3	4	7
美彌	1	1	2
阿武	1	1	2
都濃	0	1	1
玖珂	1	0	1
防府	1	0	1
厚狹	1	0	1
大分	1	0	1
滋賀	0	1	1
計	34	15	49

第一九表 (B) — 非農家 —

地域	「地の者」	「他處者」	計
仁保	1	0	1
美彌	0	1	1
熊毛	1	0	1
島根	0	1	1
讚岐	0	1	1
北海道	0	1	1
北朝鮮	0	1	1
計	2	5	7

に山口市を含めた舊吉敷郡内を加えると、六五%に達する。これら實家の大多数は農家であるが、とにかく、通婚圏は、この場合、比較的狭小である。しかるに、これに對

して、非農家は、事例少きにもかかわらず、婚域の相當分散していることが豫想される。しかも、B表に示されるように、非農家事例の大部分は「他處者」であつて、彼らは實は他處で結婚している事實に注目すべきであらう。なおA表（農家）において、吉敷・佐波兩郡が比較的多く「他處者」によつて占められていることは、夫の郷里との關係から理解されるべきである。

五

さて、以上、われわれは、農家と非農家、「地の者」と「他處者」という區別が、多少とも村落生活や彼らの社會的態度を見るのに有効である點を指摘してきた。けれども、あえてこれを「型」と看做すことは、保留しておいたはずである。それは量的に見て、農家が非農家に對し、また「地の者」が「他處者」に對して、壓倒的に優勢であるという點からだけではない。もちろん、村の支配的諸價値が農家的、「地の者」的ものに置かれていることには異論はない。が、それにしても、非農家や「他處者」は、かかる諸價値に對して、まったく附帶的乃至偏倚的な存在をなすとも考えられない。むしろ、かかる支配的諸價値に多少とも統合されるべき基礎をもつていたことを、見落すべきでないからである。というのは、「他處者」の過半を占める來村農家にしても、彼らの多くは何の因縁もなく、この村に住みついたのでなかつた。さきに示した「他處者」農家のうちから、二、三の例を拾うと、

A（仁保村出身 七一歳）

前述のように、終戦後、ここに移つてきたのであるが、既に村内の長野部落には妻の妹と、別の妹の一家とがあつた。また、現在所有の田地は、下矢田Y・S氏の世話で、長野H・A氏のものを買取つたのである。しかも、來村する以前から、茅野の有力

者I・R、M・S、F・Mの三氏には家屋・土地のことで世話になつたと、その恩を感謝している。

D (仁保村出身 三一歳)

昭和十五年の轉入であるが、祖父は當村宮野部落の出身であり、また現在矢田部落には伯母・叔母が住んでいる。なお、小作人として入村したときには、中矢田のY・C氏がその世話をしている。

E (小野村出身 五〇歳)

當村居住のS・S氏が小野村の出身であり、その肝煎で、丁度、手の足りなかつたW・T氏の小作人となつた。そして、農地改革の結果、一町五反を所有するに至つた。

H (小野村出身 四八歳)

前記Eの弟。終戦まで京都の方にいたが、兄の勧めによつて當村に來た。

C (綾木村出身 四三歳)

昭和十六年の來村であるが、中矢田には妻の弟、神田には叔父がいる、來住までの面倒を見てくれたのはこの神田の叔父である。

G (六七歳 出雲村出身)

「出雲村の出で、この村に住んでいる人が勧めてくれたので、裸一貫で參りました」。

I (仁保村出身 五二歳)

朝鮮からの引揚者であるが、妻は中矢田の有志家O・T氏の娘である。

J (柚木村出身 五五歳)

「縁故關係が多いので、百姓をするのに便利だと思つて、二四歳のときに參りました」(個票で判るところでは神田の妻の甥O・

T氏が見出される)。

以上は「他處者」であつても、いずれも農業者に限られる。そして、かかる外來農家には——當然のことではある

うが——「地の者」との關連が多少とも見受けられる。いいかえれば、その理由が緣故、恩顧のいすれを問わず、村の諸價値を承認すべき基盤が、既に當初から與えられていたわけである。

ところが、農家以外の「他處者」となると、こうした關係はずつと稀薄になる。つまり、「他處者」で農以外の職業にたずさわつてゐる者は、いわば生活の便宜のために、この村に席を置いたといつた色彩が強い。したがつて、村の體制に織り込まれる必要は少く、あるいは、織り込まれることをあえて欲しない。さらに、いえば、織り込まれるには、あまりにもその地位が低く、乃至は異質的な業務にしたがつてゐるのである。

「學校の内に住んでゐるので、あまり交際もありませんので、別に不満と思つようないこともありません」(使丁 五四歳)。

「官舎生活をするよりか、いまの暮しの方が、他人の干渉がなくて、ずつと良い。しかし、寄合のようなときには、周囲がみな農家ですから、出る話はほとんど農業のことばかりで、とても窮屈です」(三六歳公吏)。

「村の人たちと交際をもたないものですから、不満も満足もありません」(中學校教官二四歳)。

「獨りで暮していけばよいのだから、部落のことには一向かまいません」(朝鮮人五〇歳)。

これらは部落の生活で、「これは困る」とか、「これは不満だ」とか思うことがあるかという間に對する答である。けれども、彼らが「不満なし」とするのは、「地」の農民の約半数が「不満なし」とするのと、けつして同じではない。前者の「不満なし」は、むしろ部落生活に對する indifferent な態度に由來するものと考えることができる。いいかえれば、彼らにとつては、村は、非人情の世界なのである。同じく外來者でも、いわゆる「他處者」農民が村の價値を承認し、それに適應しなければならなかつたのと比較して、これはいちじるしい差異といわなければならぬ。

六

ところで、さきに來住農家の経緯を質した際、注目された事實の一つは、かかる移住の動機となつたものに親族乃至縁故の線が浮び上つてきたことである。移住は一家の重大事であるから、生活史的に見れば、もちろん、異例な出來事に屬する。しかし、かような際に頼りになる親族は、おそらく平常時においても親しくしている間柄であることは、およそ想像に難くない。とすれば、差當つての問題は、平常親しくしている親族はいかなる範圍と内容とをもち、また、かかる親族が、各世帯の實際範圍のうちにおいて、いかなる地位を占めているかに向けられなければならない。いいかえれば、各世帯の平常實際している範圍を調べることである。そこで、いま、親しく實際している相手を便宜上、親戚・知人・友人に分ち、その計および一世帯平均の數を示せば、次のようである(第二〇表)。

第二〇表(A)―農家―

	親 戚	知 人	近 隣
總 數	119	47	65
一戸平均	2.59	1.00	1.41

第二〇表(B)―非農家―

	親 戚	知 人	近 隣
總 數	16	7	9
一戸平均	1.77	0.77	1.00

もちろん、親戚・知人・近隣の別は、テンニエスのいうごとく、絶對的なものでなく、農村の場合には、その二乃至三が相重なる場合もある。が、とにかく、かように區別したとき、農家における選擇數は親戚が目だつて多く、以下、近隣、知人の順となる。非農家の場合は、事例が少いので、もとより採るに足りないが、それでも順位ならびに間隔は、農家の場合とほぼ同様である。ところで、本調査においては、かような實際範圍にある人々について、もし親疎の區別が可能であるとすれば、あえてその順位を附することを要求してみた。設問自體に無理がある上に、インストラクションにも手落があつて、相當數の不能票を出したのであるが、有効個票だけについて集計してみると、次のような結果となる(第二一表)。

* 親戚・知人・近隣のそれぞれについて順位を出し、したがって通し順位を缺いた票を指す。

第二一表(A)―農家―

順位	親戚	知人	近隣	計
I	33	0	2	35
II	20	3	4	27
III	15	3	5	23
IV	8	3	5	16
V	0	2	7	9
VI	1	3	6	10
VII	1	3	3	7
VIII	0	2	0	2
IX	0	0	1	1
X	0	1	0	1
計	78	20	33	131

第二一表(B)―非農家―

順位	親戚	知人	近隣	計
I	7	1	0	8
II	4	2	0	6
III	3	1	1	5
IV	0	2	3	5
V	0	0	1	1
VI	0	0	1	1
計	14	6	6	26

位まで採ると、この三者の比率は親戚七六・九%、近隣一五・四%、知人七・七%となる。社會關係の比重が親族に傾いていることは、ほぼ斷定して間違いない。したがつて、親戚・近隣・知人の二者あるいは三人が、時として同一人に合致するとしても、少くとも、被問者が彼らを選んだ意識は、親族の線に沿つた場合が多く、またそのゆえに、その實際の様態もおそらく親族的であろうことが想定されるのである。なお、非農家の場合は、例によつて事例が僅少であるが、それにしても、親族の順位は同様に上位にある。

また、これを「地の者」・「他處者」別に見ると、次のようになる(第二二表)。その傾向は、農家の一部が「他處者」

個票のそれぞれが同数を相手方を擧げているわけではないから、この集計そのものが既に不充分的そしりを免れない。にもかかわらず、あえてこれより全體の傾向を推察すれば、農家の場合、上位の順位はほとんど親戚によつて占められているといつてよく、以下、いちじるしく落ちて、近隣と知人が接している。例えば、上位の三

に移行しただけで、大勢に影響はない。親族の絶対優勢は、「地の者」・「他處者」の分類でも、確保されているわけである。とすれば、ここで擧げられている親族の内容はどうか。少くとも、その家との續柄はどうか。試らみに、世帯主を中心として、順位Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ位のものだけについて、(一)その父の系統、(二)母の系統、(三)妻の系統、(四)世帯主の兄弟、(五)同じく姉妹、(六)娘の婚嫁先、(七)反對に、嫁の實家の系統に分類してみると、次のようである(第二三表)。

第二二表(A)―「地の者」―

順位	親戚	知人	近隣	計
Ⅰ	30	0	0	30
Ⅱ	13	3	4	21
Ⅲ	12	3	4	18
Ⅳ	8	3	2	13
Ⅴ	0	2	6	8
Ⅵ	1	1	5	7
Ⅶ	1	3	3	7
Ⅷ	0	2	0	2
Ⅸ	0	0	1	1
Ⅹ	0	1	0	1
計	65	18	25	108

第二二表(B)―「他處者」―

順位	親戚	知人	近隣	計
Ⅰ	10	1	2	13
Ⅱ	10	2	0	12
Ⅲ	7	1	2	10
Ⅳ	0	2	6	8
Ⅴ	0	0	2	2
Ⅵ	0	2	2	4
計	27	8	14	49

第二三表―農家―

系統 \ 順位		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
父 母 妻	父	2	3	0	5
	母	4	0	2	6
	妻	11	7	4	22
兄 姉	弟	4	3	2	9
	妹	7	2	4	13
	娘	4	2	2	8
嫁	嫁	1	3	1	5
	計	33	20	15	68

非農家の方は、事例がいちぢるしく少くなるので、省略するが、この第二三表で注目すべきは、妻の系統が他を引離している事實であろう。これは選擇の順位の方から見ても、すなわち、第Ⅰ順位においても同様である。妻に次い

第二四表 (A) —「地の者」—

系統 \ 順位	I	II	III	計
父	3	3	1	7
母	5	2	3	10
妻	9	8	3	20
兄弟	2	1	1	4
姉妹	5	1	4	10
娘	4	3	4	11
嫁	2	3	2	7
計	30	21	18	69

第二四表 (B) —「他處者」—

系統 \ 順位	I	II	III	計
父	1	0	2	3
母	0	1	1	2
妻	4	3	2	9
兄弟	3	4	2	9
姉妹	2	3	2	7
娘	2	0	0	2
嫁	1	1	1	3
計	13	12	10	35

では姉妹の婚嫁先の系統、以下、兄弟の家、娘の嫁ぎ先となり、これらに比して、父・母・嫁の實家はやや落ちる。男系・女系という言葉は、この場合あまり適當ではないけれども、あえてこの區分にしたがえば、女系の占める率はなほはだしく高く、七五%に當る。また、尊偶系・等屬系・卑屬系に分類すれば、尊屬系は一六%強、等屬系は六四・七%、卑屬系は二〇%弱となり、等屬系が過半を占めている。これに對して、尊屬系は豫想に反して低率である。なお、父方の場合、明かに本家と目されるもの、三例を數える。もつとも、本表のような場合、各系統に屬する絶對人數を數え、それとの比率において、云々すべきであらうが、とにかく、選ばれたものだけについていえば、上のようである。次に、これを「地の者」・「他處者」に分けて見ると(第二四表)、「地の者」にあつては、當然、農家と同様な傾向が觀取される。ただ、兄弟の事例が相當減じていて、これは「他處者」の方に移つたことが推察されるのであるが、その原因ははつきりしない。「他處者」にあつて、兄弟の連帶意識が強いと推定するには、なお事例が不足である。

親等表(記述的親族組織)を無視した以上の系統分類は、もちろん、本調査のみの便宜的な區別に過ぎな

い。そこで、この區別の内容について、やや補足してみると、父の系統、母の系統といつた場合、それは概して伯叔父母であり、また、妻の場合には妻の實家、姉妹の場合にはその婚嫁先、嫁の場合には嫁の實家を多としていることは當然だといえる。けれども、かかる直接關係以外に、なお、間接的な間柄の者も含まれることに注意しなくてはならない。例えば、最も選擇數の多い妻の系統についてみると、農家の場合、妻の實家一四、妻の姉の嫁ぎ先一、同じく妹の嫁ぎ先一、妻の第二、分家した妻の兄二、妻のオバー、妻の「親戚」一となり、なお、妻の弟の一人は出養子した者である。また、妻の系統に次いで事例の多い姉妹のそれについてみると、その婚嫁先八、夫の兄弟の家三、夫の姉妹の嫁ぎ先一、夫のオバーということになる。いずれにしても、直接の親族關係に立つ者以外に、間接の系統もある程度、選ばれているわけである。

第二五表 一農家一

順位 地域	位			計
	I	II	III	
林内	14	6	4	24
山口	8	5	6	19
山吉	5	4	3	12
佐波	2	2	0	4
防府	0	1	1	2
美彌	1	0	1	2
美阿	1	0	0	1
美濃	2	0	0	2
宇部	0	1	0	1
大坂	0	1	0	1
計	33	20	15	68

しからば、かように選ばれた親族の居住地域はどうであるか。第二五表は、農家について、これを示す。順位と地域との相關關係は認めがたいけれども、全體として見られる特徴は、村内・山口市・吉敷郡によつて大部分が占められている事實であろう。すなわち、村内三五%強、山口市二八%弱、吉敷郡一八%弱に相當し、これだけで八五%以上に達する。もつとも、ここである山口市は、「新」山口市であつて、以上の事例にも、農村部が半数ほど含まれる。吉敷郡一二は仁保村八、小鯖村四であつて、その他の町村は擧げられていない。なお、非農家は、事例が少ないので、

何ともいうことはできない。また、知人として挙げられている者は、農家・非農家を合せて、二六名に過ぎないが、その居住地は村内一三、山口市四、吉敷二、その他、呉・下關・徳山・佐波・防府・美彌・小郡各一であつて、當然のことながら、知人の多くはまた近隣者である。

しからば、順位Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの親族者について、これを「地の者」、「他處者」に分けてみると、どのようになるか。

第二六表 「地の者」

順位 地域	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
村内	13	4	2	19
山口	9	5	5	19
吉敷	2	1	3	6
佐波	2	1	0	3
防府	0	1	1	2
美彌	1	0	1	2
阿武	2	0	0	2
美濃	1	0	0	1
守部	0	1	0	1
計	30	13	12	55

第二七表 「他處者」

順位 地域	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
村内	4	2	4	10
山口	1	1	1	3
吉敷	2	1	0	3
佐波	1	1	0	2
防府	0	1	0	1
美彌	1	1	0	2
大熊	1	1	0	2
神戶	0	1	1	2
横濱	0	0	1	1
計	10	10	7	27

第二六表および第

二七表はこれを示

す。「地の者」の場

合、村内と山口市

とが同数となり山

口市との生活接近

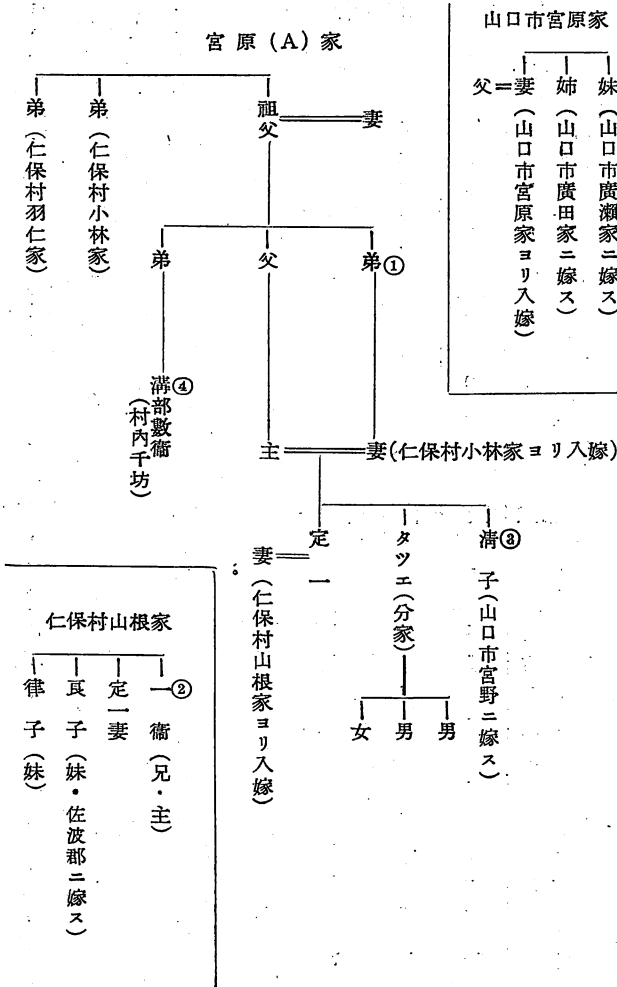
をおもわせるもの

があるが、村内・

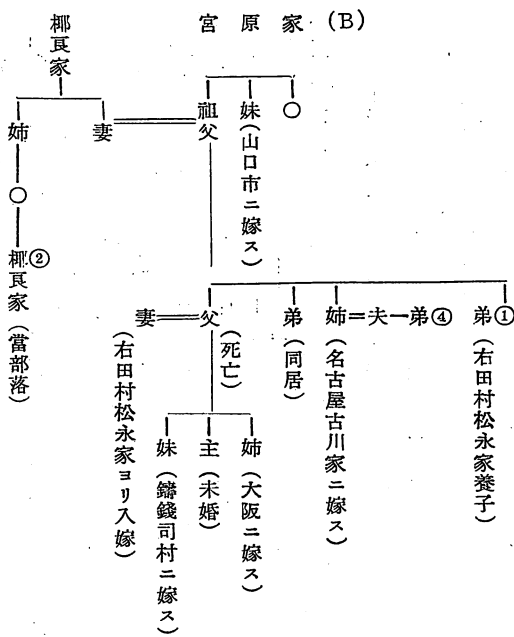
山口市・吉敷郡で

絶對數を占める事實は、農家の場合と變りがない。これは農家の根幹が「地の者」にある以上、當然、豫想されるところであろう。「他處者」は、事例が半數に減るけれども、地域は逆にやや分散の傾向が觀取される。これは出身地との關係がなお繼續している事實によるものであるが、それにしても村内の事例が案外多いことも注目される。もつとも、彼らの多くが、村内縁故を辿つて入村したことを思えば、これもさして不思議ではないであらう。

要するに、実際の相手方として、親族のもつ比重は大であるとしても、その地域的な擴がりにはさしたるものではない。もつとも、これは、親族圏そのものが狭い以上、當然といえるであろうが、特に親しくつきあう親族となると、一層その範圍が限定されることになる。また、かように、何かと往來する親族は、かならずしも系譜や親等表の親疎にしたがうものではない。次に、二三の事例について、この親族「選擇」の様相を示したいと思う。

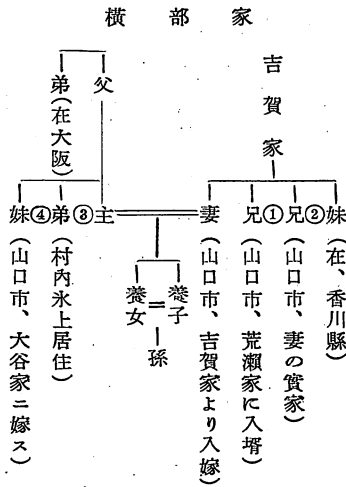


註 ①は世帯主の妻（ハル）の實家であるが、ハルは世帯主の叔父（仁保村）の子であるから、世帯主と妻とはイトコ同志の結婚となる。②は長男の嫁の實家（仁保村）。③は長女の嫁ぎ先（山口市）である。④はもう一人の叔父の子であつて、溝部家（村内）の養子となつてゐる。いずれも距離的には近い。他に「遠縁」として、山口市の中野貞藏氏を擧げているが、親族ではないので本表には出てこない。なお、これによると、母の系統、祖父の兄弟の系統等も近くになるが、當家との親しい交際は無いらしい。



註 ①は叔父に當るが、しかし彼は世帯主の母の實家に養子になつてゐるので、父方、母方双方の親族となる。②は當部落の有力

家^{なま}柳良家であつて、ここには祖母の姉が入嫁したというだけで、親族關係は稀薄である。この「選擇」は、むしろ部落内における生活慣行の面にあると見ることが出来る。⑧は山口市に住む甲野某で、フタイトコに當るといふが、本表には出てこない。④は伯母の夫の弟であるから、親族關係はまことにうすく、しかも姉夫婦をとりこして、夫の弟を選んでゐるのも奇妙である。



註 選擇が等屬にのみ擴がつてゐる簡單な例である。①、②は妻の系統に占められ、世帯主の弟は村内居住にもかかわらず③となる。また④は妻の實家ではなくて、その弟の家になつてゐる。④は世帯主の實妹。

親等表に示されるような親族の布置を、もし親族構成と呼ぶならば、かかる親族構成と實際の親族關係とは、かならずしも一致するものではない。親族關係を成立せしめるものは、多元的であつて、族制の上における親疎のみによつて決定されるものではない。また、それを支配的な因子とするとも考えられない。ここでは、おそらく、親族として選ばれた個人乃至家族がもつ諸屬性と、これを選んだ側のもつ諸屬性とが問題とならう。さらにいえば、かかる親

族が布置し、機能している全體社會の内容が検討されなくてはならない。けれども、ある家があらゆる状況において、またあらゆる事件の際、一定の親族者を、一定の順位にしたがつて、選び出すとは限らない。とすれば、さきの設問も、この意味においては、形式社會學的たるを免れないわけである。

七

といつて、實習調査のような場合、條件の嚴密なコントロールは不可能であるので、ここでは、とりあえず、二つの状況を想定して、これへの反應を見ることにした。その一つは、家庭内にいさかしの起きたような場合（例えば、親子の不和）誰に相談するかという質問であり、他の一つは、たまたま千圓ほどの金が急に入用となつたとき、どこに借りに行くかということである。いずれも、いわば「危機」的状況を假定したもので、過去の經驗を求めているのではない。が、両者は、多少とも、危機の性質と度合とを異にしているとも考えられる。前者は異常なる家庭的な危機であつて、かつ深刻度も高いけれども、後者はむしろ日常的であつて、また危機感もさしたることはない。なおいへば、前者は感情的な危機、後者は經濟的な危機である。

さて、前者に對する農家側の態度を分類すると、相談相手として挙げる者は親戚四三、知人四、近隣一〇で、なお、このほかに宗教家、長男の媒酌人、家庭裁判所、親族會議各一、關係不明者二を數える。同一人で二乃至三の相談者を指摘した者があつて、總數においてはさきの分類中の者と一致しないけれども、親族者の占める比率は、さきの場合よりも一層高くなる。これは事柄の内容が「家族」的であることと、無關係ではあるまい。そこで、さきに親しい交際者として挙げられた者のうち、この家庭不和の場合に相談相手とされている者がどの程度に發見される

第二八表 一農家一

		I	II	III	計
親 戚	A	33	20	15	68
	B	25	6	4	35
知 人	A	0	3	3	6
	B	0	2	0	2
近 隣	A	2	4	5	11
	B	2	1	1	4

第二九表

系統	實數	
	A	B
父	5	4
母	6	2
妻	22	9
兄	9	7
弟	13	5
姉	8	3
妹	5	1
娘		
嫁		
計	68	31

か。第二八表は、順位I、II、IIIの者について、これを示す（表中Aは前者、Bは後者）。親族においては、約半数がこの相談相手に選ばれているが、なお、残りの半数はこれを見出しえない。しかし、順位Iになると、流石にその率は高く、八例を除いて、他はすべてこの内から選ばれていることが注目される。なお、第二八表全體を通じて、相談相手が同時に恩人でもあるとする者八、また、親族者のうち、明かに本家と目される者三が数えられる。非農家は、親族四、その他二、うち同時に恩人というもの二を見るだけで、農家に比して、相談相手が少いという事實以外に、何らいうべきものをもたない。

とにかく、親しい交際者として挙げられた者のグループと、家庭不和の相談者として指名された者のグループとの間には、若干の齟齬が見られる。そこで、第二八表とは逆に、親しい交際者としては挙げられなかつたが、この場合の相談相手として指摘された者を、農家の親戚I、II、III位の者だけに ついて、系統別に一括して見てみよう。第二九表のA欄は、親しい交際者として挙げられた者、B欄は、これに含まれざる相談相手の數を示す。Bには別に、分家二が加算されるが、これによつて、やや判明するのは、かかる相談相手の場合には、男系・父系が女系・母系より、多く選擇される事實であろう。事例が少ないので、斷を下すことは差控えなければならぬけれども、あえて推測するとすれば、かかる事件の場合には、系譜的な親疎、あるいはこれに

基ついた舊慣的なものが多少あらわれてくるということも考えられる。特に、第一順位の八例について見ると、遠隔地に住む兄弟三、姉一、世帯主の實父（世帯主が養子として當家を繼いだ場合）二、本家一、世帯主の父方の叔父一とすることになる。それで、もしラザルスフェルドの言うごとく、偏倚例（deviant cases）にこそ、かえつて合致例（conformity cases）の性質を闡明ならしめる因子が含まれてゐるとするならば、以上は、多少とも、示唆的であるとも考えられる*。

* P. L. Kendall and K. M. Wolf, *The Analysis of Deviant Cases in Communication Research* (P. F. Lazarsfeld and F. N. Stanton, ed *Communication Research* 1948-1949, pp 152-176)

第三〇表 一農家一

	計	その他	吉敷	山口市	村内	B	A	總數
親戚知近	18	3	2	3	10	7	11	18
	3	0	0	0	3	3	0	3
	24	0	0	1	23	6	18	24
計	45	3	2	4	36	16	29	45

しからば、次に千圓借用といつた場合の相手方はどうであるか(第三〇表)。表中 A は總數のうち、親しい交際者として擧げられた者、B はしからざる者である。また、右邊の表は、相手方の居住地を示す。非農家の分は、事例數からして無意味であるので省略したが、なお、本表記載以外に、協同組合・銀行等、金融機關を擧げるもの六、氏子および家族の勤務先を擧げるもの、それぞれ一を數える。ところでここで特徴的なのは、いままでは打つて變り、近隣者が親族を凌いでゐることである。しかも、それは絶対數においてだけでなく、第二〇表と比較するとき、その相對比において、いちぢるしく親族を引離してゐる事實が注目される。また、これらを地域的に見ると、村内を絶対多數としてゐることも明かである。なお、さきの偏倚例の流儀にならつて、近隣者の deviant cases を見ると(表中B)、その六例は

第三三表

		農家	非農家
親戚	知人隣	18	5
金融	機關	0	1
		4	0
		28	2
計		50	8

第三一表—「地の者」—

		總教	A	B	村内	山口市	吉敷	その他	計
親戚	知人隣	15	9	6	9	3	1	2	15
金融	機關	2	1	1	2	0	0	0	2
		20	15	5	19	1	0	0	20
計		37	25	12	30	4	1	2	37

第三四表

		「地の者」	「他處者」
親戚	知人隣	15	8
金融	機關	0	1
		3	1
		23	7
計		41	17

第三二表—「他處者」—

		總數	A	B	村内	山口市	吉敷	その他	計
親戚	知人隣	6	4	2	3	0	2	1	6
金融	機關	3	1	2	2	0	0	1	3
		5	3	2	4	1	0	0	5
計		14	8	6	9	1	2	2	14

いずれも被問者の同一隣組に屬する者、いいかえれば、平常親しく交際しているわけではないが、上記のような場合に、貸手として望まれる者である。また、親族者の deviant cases に注目すると、七例のうち五例までは、その居住地が村内に見出される。いずれにしても、かかる性質の事柄の場合は、Kinship より Neighborhood に重點が置かれるようである。なお、これを「地の者」、「他處者」に分つと、第三一、三二表のようになる。ここでも、「地の者」は農家と同様な傾向を示し、また「他處者」も、あえてこれからの偏向を見せたいないようである。

それならば、さらに、五萬とか十萬とかいう纏まつた金の場合はどうであろうか。繁をさけて、實數だけを示せば次のようである(第三三、三四表)。ここで注目されるのは、親族その他に代つて、金融機關がクローズ・アップされていることであろう。すなわち、その半數以上は、金融機關によるうとしてゐるわけである。しかし、ここで擧げられている金融機關とは、その大部分が實は

村の協同組合であることを見落してはならない。農家Ⅱ「地の者」グループが、非農家Ⅱ「他處者」グループに比して、この村内金融機關に頼る傾向の見られることは當然だといえよう。ところで、さきの千圓借用の場合には、この金融機關はわずか六例に過ぎなかつた。しかるに、ここではそれが過半数を占めるに至つているのを見ると、同じく借財についての意識にしても、これが同一でないことを物語るものとしなくてはならない。すなわち、千圓の借金はインター・パーソナルな關係によつて處理され、あるいは、處理されることが望ましいとしても、五萬・十萬の借財の場合は、かならずしもそうではない。いいかえれば、對人關係の限界を超えて、制度的なものがあらわれてくるのである。もちろん、「大金」の觀念には、一應社會的な標準があるとしても、それはなお、各人の財産程度によつても異なつてくるに違いない。にもかかわらず、小金から大金になるにしたがつて、その期待される貸主についての推移は、興味ある問題の一つたるを失わないであらう。

なお、全體として金融機關に次いで多い親族關係について見ると、これが非農家、「他處者」においては、金融機關以上に達していることは、前表のとおりである。しかし、これらは事例が少いので、いま農家についてだけ比較してみると、この相手方のうち、さきに親しい交際者とされた者と一致するのは一一例、すなわち、半数以上ということになるが、千圓借用の相手方と一致するのは、わずか五例にとどまる。もつとも、親子不和の相談相手と一致するのは八例となつてゐるが、もちろん、以上によつて、三つの「危機」をとりまく社會關係について、憶測をたくましくすることはできない。

われわれは、この調査を企畫した際、この村の體制をオープン・システムとして理解し、これに則して、具體的な立案を試みた。その根據となつたのは、この村の置かれてゐる歴史的・地理的狀況であつたが、しかし、この豫想は美事に裏切られたといつてよい。村の生活に何らタッチせず、乏しい既存資料よりしたデスク・プランは、こゝでも馬脚をあらわしたわけである。村の支配的價値、少くとも、世帯主の多くがいざく社會的價値は、土着的農家的なものに指向してゐると見ることが出来る。その指向は、オープン・システムどころか、明かに封鎖的である。それは、各部落の「勢力家」についての、彼らの Voting の結果にも示されよう（第三五、三六表）。同一人で二人以上の

第三五表 中矢田

勢力家	農家	非農家	計
I. R	15	2	17
N. K	7	0	7
F. M	5	1	6
M. S	4	0	4
T. G	4	0	4
W. T	4	0	4
計	39	3	42

第三六表 茅野神田

勢力家	農家	非農家	計
O. R	14	1	15
Y. C	8	1	9
N. G	7	0	7
M. C	6	0	6
Y. H	5	0	5
M. T	4	0	4
計	44	2	46

「地の者」のグループに屬し、かつさきの階層判定ではAクラスにあり、年齢は四十歳以上という點も同様である。

そして、「他處者」で、一票ずつをえた者、兩部落共、二名であるが、これもまた農家に屬する。もつとも、上表中

勢力家を擧げた者もあるので被選擇者の數は選擇者のそれを超過してゐる。なお、上表以外に中矢田では一票ずつをえた者五名、茅野神田では四名を數えるが、とにかく、票が少數者に集中してゐることは、兩部落共通してゐるといえる。また、上表の各六名についてさらによく見ると、彼らがいずれも農家

非農家の指摘した事例は、その數僅少であるので、意味をなさない。それで、この非農家の一部も含んでいる「他處者」について、その指摘する勢力家を見ると、次のようである(第三七表)。

第三七表 「他處者」

中矢田		茅野神田	
勢力家	實數	勢力家	實數
I. R	6	O. R	6
L. K	2	Y. C	2
F. M	1	N. G	1
M. S	2	M. C	2
T. G	1	Y. H	0
W. T	2	M. T	1
計	14	計	12

このほか、一票をえた者、中矢田で二名、茅野神田で一名を數える。この三名は「他處者」であるが、しかし、その他は、第三六表にあらわれる人物とまったく同様であり、また、被選擇數の順位にも、ほぼ同様な傾向が觀取される。すなわち、農家も「他處者」も、その目するところの勢力家は全體、一致していることになる。村の支配體制乃至權力體制についても、一應の示唆がえられるわけであるが、しかしかかる體制に關係して、「他處者」、非農家の側に、まったく不滿がないわけでもない。

1、部落には利己的な人々もいる。他の迷惑も考えないで、獨斷的にものを處理し、特に自分の利益のためには、まったく他を省るところがない(農家「他處者」七一歳)。

2、村の勢力家のいうこと、爲すことには、その理由の釋然としないものが多い。村の勢力家であるので、一層このことが惜まれる(農家「他處者」二十七歳)。

勢力家とボスとの限界は、きわめて微妙である。にもかかわらず、これら勢力家が、部落共同體という背景のもとに立ち、かつ、この共同體が「地の者」、特に農家によつて代表されている事實は否みえない。

1、「交際が少いので、よくは分りませんが、どうも供出のときなどになると、昔からのしきたりが出てきて困ります(農家「他處者」五〇歳)。

2、「組に入らないと、つきあいをしないという部落の人たちの考え方が嫌いである。自分は、他處で暮してきたので、こうした村のやり方が一番氣になります」(非農家「他處者」四三歳)。

3、「何事によらず、すぐ他處から來た者だと見られるのが、一番情なくなりです」(非農家「他處者」女子五八歳)。

しかし、積極的に不平不満を表明した者は、以上五例にとどまつている。かかる設問に No Comment の多くなるとは、豫想されるものであるにしても、同時に、かかる不平を漏した分子が大内村の良さを口にし、また、「不平があるなら聞きたいくらいだ」、「郷に入れば郷にしたがうのが當然」とうそぶく一部有志家を「終生の恩人」として擧げるのは何故であろうか。この場、是々非々論による解釋は、おそろく當を失する。また、集團的不満と個人的不満とが、次元を異にするという見方も、うがち過ぎていゝであらう。問題は、むしろ傳統的にこの村の價値の Träger たる「地の者」と、かかる價値に integrate せざるをえない「他處者」との間に存する、人間的な Informal Relations に、その鍵を求むべきであらう。

戸主層に代表される村の傳統的な諸價値、行動様式に對しては——どこでも見られるように——、青年層・婦人層からの批判がないわけではなす。

「一番はつきりしているのは、農業技術を含めた經營面でしょう。割に進歩的な戸主や老人でも、われわれとは意見が喰違つてきます。特に經營の無計畫性が擧げられます」(二二歳、青年團幹部)。

「農家が主となりますが、經營方針についても、もつと青年層の意見をきいてもらいたいと思います。いまのところ、例えば、この田に何種を植えるかといつたことになりすと、戸主の獨斷でされています。……また、雨の日などには娛樂を認め、できるならば、日曜は休日にしてもらいたいと思います」(二五歳、農業試験場勤務)。

しかし、こうした要望を提出している青年團の指導者が、

「理想的には、新舊の折衷、妥協が望ましい」

といつて、自説の貫徹を主張してはおらず、また經營についても、

「農業は小さいときから仕込まれているので、機械的にやるだけです」

と述べているのは、何故であろうか。農繁季の婦人労働の過重について一家言を吐いた一主婦も、これへの改善策をたざしたときには、

「いままら、別にどうすることもできません」

と諦めているのは、何故であろうか。さらに、姑の封建性を指摘して、頭の切替えを要求した婦人會幹部も、

「でも、結局は、お嫁さんが折れてかかります。つまり、御主人や姑の氣に入るようになりません」

としてゐるのは、何故であろうか。何處でも見られる農村風景ではあるにしても、土に根を下したこの村の性格が仄見されないでもない。事實、中堅農村青年の土地への愛着は、異分子を多く含む近郊村にもかかわらず、相當なものだといつてよい。

「郷里は絶対に離れたいとは思いません。何しろ、わたしの生れたところですから。これから村が良くなるにしても、悪くなるにしても、その責任の一部は自分たちにあります。……長男であつて、百姓を繼がないという者はほとんどありません。ただ適當なレクリエーションはほしいと思います。また、耕地の少い農家では、外に働きに出てもよいと思います」。

「純農の家では、若い者は他處へ行きたがりません。もつとも、長男に行かれては困るので、反對されるということもありません。次三男の場合には、親もうるさくいいませんが、それでも、通勤できる邊が希望でしょうね。大體、家業を繼ぐからには、百姓が好きでなければ困りますが、反面、諦めの氣持がないでもありません」。

農村の傳統は、多少の變容を蒙りつつも、なお、維持されていく素地をもつていえる。民主主義の波濤も若い世代や婦人層の Revolt も、この村の體制を變えるまでには至つていないようである。

むすび

いずれにしても、村の支配的諸價値、社會體制は、農家「地の者」集團によつて支えられ、人々の行動や態度を大きく規制しているといつてよい。その性格が、巨視的に見て、封鎖的・定着的事であることも、ほぼ否定できない。そして、かかる性格は、おそらく、日本農村の一般的性格から、さして偏倚するものとも思えない。ところで、地誌・郷土誌の類によれば、この村の體制は多少とも、これとは異なつた方向を示しているように考えられ、本調査の企畫もまた、この線に沿つて行われたのである。

さきにも見たように、かつてこの村には大内文化が開華し、また近世には、ささやかながら城下町の態をなしていた。さらに、維新以後には、數々の名士を輩出して、大内村の名はひろく世に喧傳されているという。われわれが、デスク・プランにおいて、この村のオープン・システムを想定した根據は、その地理的位置と共に、以上のような歴史的事情に基づくものであつた。特に、村民の印象に生々しいと思われる諸名士の輩出は、この想定を積極的に基礎づけるものであつた。そこで、以下、この諸名士に對する彼らの態度を見ることによつて、本稿の一應のむすびとした。

さて、郷土出身の名士に對する尊敬は、これを理論的に見た場合、二つの理由が考えられる。すなわち、クロースド・システムに指向する者からしては、これらの名士は大内村の出身であり、また、大内村の名をとどろかせたがゆ

えに、尊敬に値することになる。これに對して、オーブン・システムに向う者からしては、これらが舊い殻を破つて村を離れ、よくおのれの天分を發揮したがゆえに、尊敬することになる。われわれの設問は、「大内村は、以前から、偉い方を澤山出していますが、どんな方が尊敬にあたいするでしょうか」といつた形式のものであつたが、その結果は次のようである（第三八表）。非農家の側は、總數一二のうち、「わからぬ」七、「該當者なし」一で、問題とな

第三八表

14	5	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	7	7
	士一介	助吉	將某	某雄	八雄	軒某	いし						
	博十	皆俊	豐中		重仁	重素	な						
	木田	川長	木山	久村	山田	井村	津						
	植和中	藤植	石永	藤石	山藤	野高	わ						
							な						

歿した。大内村は、村葬をもつてしたという。けれども、上表記載者のうち、『大内郷土讀本』に見える名士は、この植木博士と野村素軒の二人だけである。野村素軒は、貴族院議員、正二位勳一等男爵野村素介のことで、文官としては本村の出世頭と見てよい。そして、他は、石山中將を除いて、いずれも地方的名士であり、しかも、その大部分は現存の人物であることが注目される。すなわち、それらは現村長、前村長、または農會長、協同組合長等であつて、しいてその特徴を求めれば、本村の農業經營乃至その改善に努力した點に求められる。いずれにしても、地誌に記された名士や歴史上の人物は、ほとんど現われてこず、われわれの期待は、ここでも美事に裏切られたわけである。

らず、また「他處者」は、總數一九のうち、「わからぬ」七、「該當者なし」五で、これも用をなさない。したがつて、上表も實は、農家Ⅱ「地の者」の見解をほぼ示すことになる。

すば抜けて最高票をえた植木博士は、『大内郷土讀本』によると、明治十五年、工部大學校を卒業、土木鐵道鑛山に奉職、大正四年、工學博士を授けられ、昭和三年、七十二歳で

とすれば、その原因と見られるものは何であらうか。常識的には、およそ二つのものが考えられよう。それは、彼らがわれわれの期待しているような名士を知らなかつたか、または、「名士」の概念を誤解したかである。出身名士について、よく知らなかつたことは、「わからぬ」、「該当者なし」の應答が相當數を占めていることから推察されるが、問題は、むしろ第二の點、すなわち、彼らにとつて、「名士」とはいかなる人物かということになる。例えば、第一位の植木博士について見ると、その尊敬される理由のほとんどは、博士が本村教育に多大の貢獻をなしたという點である。

「故従六位工學博士植木平之允翁は、大内村の大恩人なり。天稟醇厚、最も力を教育に盡す。大正八年、一萬二千圓を寄附し、大内村植木獎學資金及び賞與金となす。けだし自ら母堂の壽を賀し、同郷英才を養成するの意に出づ。同十三年、更に工費一萬餘圓を投じ、新たに理科室を建築し、大内村高等小學校に寄贈す。結構完備、設備整齊、至らざるところなし。又、大内村公民學校設立の發起を聞き、金一千圓を寄附す。大正九年以來、十年間、年々自ら旅費を支給し、小學校優等卒業生をして九州阪神地方に巡遊せしめもつて見聞をひろくせしむ……。」

そして、被問者の擧げる尊敬の理由も、おおかた、この「頌徳碑」によつてゐる。校庭に存するこの碑文が、教育的効果を生むことは否定できない。にもかかわらず、植木博士の畏敬される所以は、その學的貢獻や佐波山トンネルの開設者としてよりは、むしろ、彼らの住むこの大内村への寄與によるものであつた。野村素軒が、村一番の人物であつたにもかかわらず、わずか一票しかえられなかつたことも、おそらく、これと無關係ではあるまい。素軒は若くして郷を出で、ついに郷里に歸らなかつた。それで、もしかように考えられるならば、植木博士や素軒と、以下地方的な——あえていえば大内村的な——「名士」とが、並んで擧げられていることに、さして矛盾もなければ、非連続

も存しない。換言すれば、彼らの「名士」たる知覚には、多少とも、經驗的な裏付けを必要とする。はるかなる星は、たとえいかに美しくまたたこうとも、それだけでは、説得力をもたない。理論的には了解できても、彼らは實踐的にこれを了解することができない。「地方的」名士がほとんど農事に關する功勞者であることを考えるとき、彼らの思考に、ある程度の *Consistency* を認めて差支えないであらう。

と共に、あえて憶測をたくましくすれば、地誌に記される名士は、いずれもこの二部落の出身ではなかつた。かつそれらは、いずれも士族階級に屬してゐた。中矢田と茅野神田は、まつたくの農村部落であり、舊士族も存しなければ、庄屋家の存在も定かではない。長州閥も、所詮、士族階級のものであり、農民のあすかり知るところではなかつた。この結論を導くのは、なお早計であらうが、地域閥は、それのみによつて解釋せず、その *Components* の分析を伴うべきことは、一應の示唆として受取らるべきであると考へる。

餘 論

本調査は、假説的に失敗してゐるので、本稿もまた調査報告の體をなすものではない。たかだか、失敗の經過記録にとどまるべきである。しかも、技術的にも、この記録は大きな缺點を露呈してゐる。五〇餘の事例によつたこの調査は、本來的にケース・スタディたるべきであつて、分析はむしろ、調査單位ごとの *Items* の關係に置かるべきであらう。すなわち、本稿のように、*Items* ごとの傾向把握は、統計處理の常識を無視するわけであり、それはせいぜいケース・スタディへの端緒をなすだけと見なくてはならない。したがつて、本稿において、何ら結論的なもの出ないのも當然であらうが、なお、斷片的に問題を回顧しつつ、二三の蛇足を附加えて、餘論としたいと思ふ。

農家・非農家の別は、世帯主の職業的差異から導かれたもので、これには問題はないと思うが、「地の者」「他處者」の別は、前述のように、ゴールドシュミットの研究からヒントをえたものである。この研究は、究極的には、ニューデイル政策の批判を目指していることと見ることができ、そのために、ゴールドシュミットは東部農村の特徴を抉出すべく、カリフォルニアの田舎町にその対象を求めている。彼は、この町の住民を大きく Nuclear Group と Outsiders とに區別する。前者は定着的なこの町の住民、後者はこの町の農業（綿作）に不可欠な「渡り農民」、すなわち、季節的な移動農民を主としている。しかも、両者は上下的に二つの階層をなし、町の主要な行事や活動は、もっぱら、前者によつて執行される。前者を Nuclear Group と呼び、後者を Outsiders と稱するのも、かかる Social Participation の差によるものである。大内村の、「他處者」は、もちろん、「渡り農民」ではない。が、彼らが外來者であり、かつ「地の者」と上下的關係に立つところには、なお Outsiders を連想せしむるものなしとす*。

* W. Goldschmidt, *ibid.*

けれども、ゴールドシュミットが Nuclear Group に認めたのは、「地の者」に見られるような封鎖性ではなく。むしろ、その反対の開放性であり、また、ここに彼は、北部および南部農村と區別される、西海岸農村の特徴を指摘しようとするのである。彼のいう封鎖性・開放性は、構造の問題とよりよりは、むしろ態度の問題である。開放的な態度とは、彼らの價值指向が外社會に向う場合であり、封鎖的な態度とは、その逆の場合を指す。開放的な態度は、これが典型的にあらわれたとき、居住地（内社會）は單なる生活の場所となり、主要な關心は外社會に集中されることになる。内社會（in-group）と外社會（out-group）とを構造的に區別したのは、サムナーの功績とされてゐるが、ゴールドシュミットは、これを社會行動の問題に移してゐるのである。しかし、行動の問題として in-group と

out-group を取扱つたのは、むしろシヒロフやニューカム^{***}の功に歸せられなければならない。彼らによれば、Membership Group と Reference Group の二つの集團概念が區別される。前者は、個人が所屬する集團のことであるから、それは社會學的集團であるが、後者は、個人のいたく價値の向けられる集團のことであるから、心理學的集團であるといふ。ところで、Membership Group と Reference Group とは、一致する場合が多量にしても、かならずしもそれに限られるわけではなく。そして、かかる不一致は、おざらく、カリフォルニアの農村のような、オープン・システム^{***}の社會に於て、より多く見られることが豫想される。マートンが、巨視的な立場から、『アメリカ兵士』の研究に援用したのも、この Reference Group Theory であつた。^{***}大内村にオープン・システムを豫想した根據は、前述のよりに、この村の歴史的・地理的事實に基づくものであつたが、かかる體制から、われわれがひそかに庶幾したのは、同様 Membership Group と Reference Group との離反に於て、何らかの示唆がえられるのではないかとする期待からであつた。しかし、テスト・プランに基づいたこの期待が、調査の施行と共にあえなく消えてしまつたことは、既に見てきた通りである。

* W. G. Sumner, *Folkways*, 1907.

** M. Sherif, *An Outline of Social Psychology*, 1934; M. and C. W. Sherif, *Groups in Harmony and Tension*, 1953.

*** T. M. Newcomb, *Social Psychology*, 1951. Eng. Ed.

**** R. K. Merton and P. F. Lazarsfeld, *Continuities in Social Research*, 1950.

この調査のヒントは、以上の諸研究にあつたわけであるが、ともかく、われわれはこの二部落の性格を理解する

ために、農家—非農家、「地の者」—「他處者」の別を提示した。しかし、その後の分析において、この類別が果して有効であつたらうか。いいかえれば、諸現象の説明的處理において、この枠組が有力な手段となりえたのであろうか。われわれは、むしろ、この枠組がぼやけてきたことを認めなければならぬ。すなわち、この二種類の區別は、問題の解決には不適格であつたわけである、その原因には、まず次のことが考えられよう。それは、第一に、農家と非農家、「地の者」と「他處者」とが、量的に相當程度の跛行状態を示していたこと、第二に、農家の多くは「地の者」であり、非農家の多くは「他處者」であるというように、二つの區分において、相重なる部分の多かつたことである。型の區分は dichotomy (二分法) に限られることはなく、また、かく區分された二つの型が量的に均衡をえていなければならぬ理由もない。にもかかわらず、分析が多少とも統計的な線に沿つて行われるとき、量的跛行は、時として、本稿のように、有意差の檢定をさえ不可能のような少数事例を採りあげざるをえないことにする。また、重なり合う部分の多いことも、それ自體、不適格の理由とはなりえないにしても、やはり、異なる規準よりなされた型の意義を減殺することにならう。われわれが、この二つの類別を、ついに「型」と呼びえなかつたのも、このためであつた。

が、それにしても、最初設定された類別が、その後の分析において、あまり効果を擧げなかつたことについては、かならずしもその説明が不可能ではない。われわれがはじめ、二分法的な類別をなしたとき、その基礎となつた標識は、本質的に各調査單位を獨立變數 (Independent Variable) として扱つて差支えない内容のものであつた。出生地、居住期間、職業、經營面積、收入、等、すべてそうである。しかるに、その後の實際關係、相談相手、借金の相手方、村の生活での不満、さては恩顧關係にしても、これらは本來的に他者の存在を豫想しなくてはならない。すな

わち、從屬變數 (Dependent Variable) として、扱わなければならぬ。獨立變數的な屬性に基づいた類別が、從屬變數的諸項目の處理にそのまま當はまらないことは、豫期されてしかるべきであつたらう。

ところで、われわれの類別を効果薄にしたのは、以上のような技術的・方法的な點においてだけでなく、實は現象そのものうちにもひそんでいたことを見逃すべきでない。類別設定以後の分析は、大體、被問者を圍繞く社會關係乃至期待された社會關係に向けられていたわけであるが、ところで、さきに設定された類別が、これら社會關係の解明にも貫徹されるためには、農家と非農家、「地の者」と「他處者」において、その立つところの社會構造の差異の存することが望ましい。しかるに、「他處者」は、既に入村する以前から、その多くは村内に受容されるべき因子を所有していた。これは、特に、「他處者」の過半を占める來住農家についていえるところである。また、非農家の多くは「他處者」であつて、その事例は少いにしても、その幾戸には同様な因子が認められる。すなわち、「他處者」、非農家も、既に村の體制に統合さるべき基礎をもつていた。いいかえれば、われわれの類別に則した社會構造を、それぞれ發達せしむべき基盤は、當初から存在しなかつたわけである。もちろん、「他處者」という意識を「地の者」から拂拭させるには、なお時日を要するに違いない。けれども、この「他處者」は、まづたくの Outsiders や Newcomers ではなかつた。だから、「郷に入れば郷にしたがう」のがこの村の社會倫理であつたととしても、「他處者」にとつてもこの倫理にあえて反抗する理由は存しなかつたのである。

次に、平常親しくしている者についてであるが、この質問内容を相手がどう解したかには、一沫の疑念はあろう。が出てきた結果からすれば、いわゆる「女方」の優位が確かめられた。これに對して、親等表や系譜關係に基づく親疎は、かならずしも明瞭であるとはいえない。そこで、われわれは、この一般的な質問を限定する意味で、二つ

の危機的狀態を假定して、これへの應答を求めてみた。危機の性質と程度、すなわち、その内容の別について、被選擇者の數や性質も、おのずから異なってくる。これは、借金の二つの場合についても同様である。ところで、これと關連して想起されるのは、いわゆる「極限型」の立場であろう。すなわち、事象の本質は、これを限界的な立場に押しやつたとき、かえつてこれが顯わとなつてくる。平常、意識されない社會的拘束力は、社會的規範を犯した場合にその存在が證明され、通常人の心的過程は、かえつて精神病者の分析に示される。これは、軌跡の問題を解くとき、點の極限的位置を確かめると同様である。この手法は、事象の本質的な在り方を見る場合には有効であるが、しかし、その事象のあらゆる在り方が、これによつて理解されると考へてはならない。例えば、われわれの場合、大金借用は、借財の在り方として、おそらく極限的な型に屬すと思われる。そして、これは極限的であると共に、非日常のでもあろう。が、かかる場合、借用の相手方からして、親族結合の本質的な在り方が推測できたとしても、さりとてあらゆる借財の形態がこれによつて解決されるとしてはならない。あらゆる現象形態は、本質的なものを基底に藏しながらも、なお、社會的・文化的「文脈」において、その相貌をいちじるしく異にする。實證的社會科學の任務は、社會的公分母の發見と共に、現象形態そのものの素直な把握にあるとすべきであらう。

最後に、さきの「女方」の優位と、いわゆる同族結合との關連について一言しておきたい。こんにち、一般に承認されているところによれば、日本的族的結合の本質は、同族團と呼ばれる系譜關係に基づく家連合にあるとされている。とすれば、われわれのえた「女方」の優位は、一見すると、この同族結合論と矛盾するようにも思われる。しかし同族結合が、たとえ日本的社會結合の在り方を示すとしても、それはあらゆる結合形態に顯現するとは限らない。もちろん、同族組織が明かに共同體の構造を支配していれば、それは共同體内のさまざまの生活慣行にあらわれてくる

に違いない。が、もしそれが潜在的な基礎構造をなすにとどまるとするならば、これを見る「場」は、むしろ極限的・非日常的な行動面に求めるのが妥當であろう。もちろん、大内村の場合、大金借財の想定において、多少とも男系血族があらわれてきたことをもつて、その證左とするのは、あまりにも根據薄弱である。が、とにかく、「女方」の優位は、同族理論の否定とはならない。いうまでもなく、「實驗的」に、この間の消息を知ろうとすれば、同族結合の強い共同體を採りあげて、われわれの行つたようなアプローチを試らみてみるのが望ましい。しかし、徹しうる限りでは、大内村の同族結合はきわめて微弱のようであり、この間の關係を確定しえないことを遺憾とする。

—一九五四・九—